

(参 考)

生活保護制度について

全国市長会メモ

1. 国の責務

○生活保護制度は、「憲法第 25 条」及び「生活保護法第 1 条」に基づく国の責務であり、格差なく国による統一的な措置が講じられるべきものである。

2. 生活保護費負担金の補助率引下げ

○生活保護費負担金の補助率引下げは、国の責任の後退であり、単なる地方への負担転嫁に過ぎない。

○生活保護費負担金の一般財源化は、地方の自由度の拡大につながらず、三位一体改革の趣旨に沿うものではない。

○「地方負担を増やすことにより保護率を下げるというインセンティブが働く」との国の考え方には、これまでの負担率の引上げ・引下げの経過からみて、根拠がない。

3. 各都市における取組み

○各都市においては、面接相談体制の充実、就労指導、不正受給防止対策、長期入院患者の退院促進、過剰受診者に対する適正指導等々、保護の適正化に向けた数々の取組みを懸命に進めているところであり、ただ漫然と保護を適用し、その結果、保護率が上昇しているわけではない。

4. 保護率の上昇の要因

○保護率の上昇は、社会的要因（単身高齢世帯の増加、離婚による母子家庭の増加、精神障害者の増加等）と経済的要因（企業の倒産、リストラ・失業者の増加、ホームレスの増加等）によるものである。

○従って、単に国の補助率の引下げを行っても、何ら問題解決に繋がるものではなく、むしろ、景気・雇用対策など国による総合的政策の推進が重要であると考えられる。